

第 5 部

大規模事故等対策計画

| | | |
|-------|-----------------|-----|
| 第 1 編 | 大規模事故等事前対策 | 454 |
| 第 2 編 | 大規模事故等保安対策 | 461 |
| 第 3 編 | 大規模事故等応急対策 | 469 |
| 第 4 編 | 小規模災害対応計画 | 489 |
| 第 5 編 | 放射能災害対応計画 | 491 |
| 第 6 編 | 石油コンビナート等災害対応計画 | 496 |

第1編 大規模事故等事前対策

第1章 計画方針

東京は、人口や産業が集中する巨大都市である一方、現在も、木造住宅密集地域が広く分布している。また、高層建築物や不特定多数の者が出入りする大規模な複合用途建築物も多く、火災などが発生した場合、大規模な事故災害になる可能性がある。

このため、本編では、火災から区民の生命、身体及び財産を保護するため、消防機関等と連携し、区民、事業者も巻き込んだ初期消火体制の整備や建築物等の不燃化等、火災予防対策をはじめとした事前対策について定める。

第2章 火災予防対策

第1節 火災の予防

1 防火思想の普及徹底

(1) 区民に対する防災指導

- ア パンフレット、ポスター、ホームページ等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。
- イ 出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、区民の防火意識と防災行動力の向上を図る。
- ウ 都民防災教育センター等を活用し、区民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の防火管理及び防災管理指導

- ア 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。
- イ 統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

2 火災予防査察

消防法第4条、第16条の5及び石油コンビナート等災害防止法第40条の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

第2節 建築物等の防火対策

火災から建築物を保護し、被害の軽減を図るためには、関係機関が相互に連携を密にし、その有する機能を発揮して対策を図っていく必要がある。

本節では、一般建築物、高層建築物及び文化財の保護対策について定める。

1 一般建築物等の防火対策

| 機 関 名 | 内 容 |
|-------------|--|
| 消 防 署 | <p>【指導方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。 2 建築物に対し、前記第1節の2「火災予防査察」による火災予防査察を実施する。 3 火災の発生を受けて消防法、建築基準法及び火災予防条例の改正が行われた場合に基づきそれぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。 |

2 高層建築物の防火対策

| 機 関 名 | 内 容 |
|-------------|---|
| 消 防 署 | <p>【指導方針】</p> <p>人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防災対策の強化を図るとともに、内装及び収容物の不燃化を徹底し、出火防止及び延焼拡大防止を図るよう指導する。</p> <p>また、超高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行う。</p> <p>さらに、この種の対象物の立入検査にあたっては、前記第1節の2「火災予防査察」によるほか、避難対策及び火気管理等を重点にその特性に応じた指導を行う。</p> <p>【防火管理及び防災管理の充実強化】</p> <p>地下街、超高層ビルの特성에応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・避難施設の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化について指導する。</p> <p>また、災害の発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の災害活動が効果的に行われるよう、自衛消防隊の活動能力の向上を図るとともに、防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による災害を防止するため、関係施設・設備の点検・整備及び初動措置について必要な指導を行う。</p> |

3 文化財の防火対策

| 機 関 名 | 内 容 |
|-------------|---|
| 消 防 署 | <p>消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制の確立の指導及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。</p> <p>毎年、1月26日を「文化財防火デー」として、文化財における消防演習やポスター等を活用した広報及び立入検査等を実施し、文化財の火災予防に関する認識の高揚を図る。</p> |

第3章 訓練及び防災知識の普及

大規模な事故災害においては、防災機関や事業者、住民が事故発生時に連携し、迅速かつ的確な防災行動をとる必要がある。

このことから、防災力の向上を図るため、防災訓練の実施や区民に対する防災知識の普及啓発活動、事業所等に対する防災体制の強化指導を行う。

第1節 防災訓練の充実

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|---|
| 各 消 防 署 | <p>突発的に発生する事故等に対処するため、事故等の規模及び事象に応じた実戦的な訓練想定に基づき消防活動技術の習熟向上を図る。</p> <p>1 消防署の訓練</p> <p>(1) 消防活動訓練</p> <p>ア 状況判断及び指揮活動訓練</p> <p>イ 小部隊による消防活動訓練</p> <p>ウ 部隊の集結及び連携活動訓練</p> <p>エ 各種資器材の活用訓練</p> <p>(2) 救出救助訓練</p> <p>ア 各種救助事象別の救出訓練</p> <p>イ 救助資器材の活用訓練</p> <p>(3) 救急訓練</p> <p>ア 現場救護所の設置訓練</p> <p>イ 傷病者の緊急度に応じた分類、救急処置並びに搬送訓練</p> <p>ウ 救急資器材の活用訓練</p> <p>(4) 総合訓練</p> <p>ア 本部運営訓練</p> <p>イ 状況判断及び部隊運用訓練</p> <p>ウ 関係防災機関との連携訓練</p> <p>エ 関係医療機関及び東京DMATとの連携訓練</p> <p>オ 救助・救急活動訓練</p> <p>カ 給食、燃料、資器材の補給要領訓練</p> <p>2 消防団の訓練</p> <p>消防団の訓練は、前項に準じ、消防団長が消防署長の助言を得て計画を樹立し実施する。</p> <p>3 事業所、地域住民等の防災訓練指導</p> <p>春・秋の火災予防運動等を中心に事業所、町会等が実施する出火防止、初期消火、応急救護処置及び避難等の訓練について発災対応型の防火防災訓練を推進するとともに、計画段階から消防署において指導する。</p> <p>4 大規模危険物施設の訓練</p> <p>事業所の相互応援協定に基づく事業所間の連携態勢の確保及び消防活動技術の向上を図るため、消防機関も含めた訓練を充実するとともにその他の危険物施設にあつては、予防規程、防災計画等に基づく地域社会との連携を考慮した消防訓練の促進を図る。</p> |

第2節 防災知識の普及

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|--|
| 各 消 防 署 | <p>防災広報の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 印刷物等による広報 チラシ、回覧板等の広報印刷物を利用し事前広報の実施及び防災知識、応急救護知識の普及を図る。 2 DVD等による広報 各消防署単位で防火防災に関するDVDやビデオ等により防災知識、応急救護知識を普及する。 3 講習会等による広報 不特定多数を収容する施設、大規模な危険物製造所等に対する講習会、研究会の実施、イベント等を通じて防災知識、応急救護知識の向上に努める。 4 テレビ、ラジオによる広報 各報道機関等に対し、防災対策、災害時の心構え等について、随時発表及び資料提供を行い、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 5 インターネットを活用した広報 デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNSを活用して、事前広報の実施及び防災知識、応急救護知識の普及を図る。 <p>防災教育の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及啓発 児童生徒を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防火・防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした講演会、座談会、映画会等を開催し防災意識の啓発を図る。 2 幼児期から社会人に至るまでの総合防災教育の推進 幼児期から社会人に至るまでの体系的な総合防災教育を推進することにより、各種災害に対する児童・生徒等自らの防災行動力を高めるとともに、家庭や地域の防災行動力の向上及び将来における地域防災の担い手の確保につなげていく。 3 応急救護知識技術の普及 地域住民や事業所を対象として、救命講習の受講を促進し、応急救護知識技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。 4 地域住民を対象とした組織の育成 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を通じ防災意識と防災行動力の向上を図る。 5 都民防災教育センター（防災館）の活用 都民、防災市民組織のリーダー及び事業所の防災担当者を対象とした防火、防災に関する知識の習得や実践的な訓練ができる都民防災教育センターの活用を図る。 6 インターネットを活用した教育の推進 ホームページ上に公開している電子学習室を有効に活用し、防災知識、応急救護知識の向上を図る。 |

第4章 地域防災力の向上

第1節 区民等の役割

- 1 大規模災害発生時の対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 2 あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。
- 3 災害の情報について、各種媒体を通じて確認する。
- 4 都・区市町村が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 5 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 6 要配慮者在宅の家庭では、避難行動要支援者名簿への登録など事前に住民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

第2節 防災市民組織の充実

1 防災市民組織の訓練用資器材整備

東京消防庁は、防災市民組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、区市町村と連携し、訓練の技術指導や実技体験訓練等に必要な資器材を整備する。

2 防災市民組織の活性化

消防署は、区と連携し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の指導を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会の開催、ポンプ操法大会等各種防災訓練の技術指導等を通じて、防災市民組織の活性化に努める。

第3節 事業所防災体制の強化

1 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化

災害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

(1) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

ア ホテル、旅館、百貨店などの多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を自衛消防技術認定証を有する者のうちから、配置することが義務付けられている。災害時には、これらの一定の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となり活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防活動訓練等の指導を推進する。

イ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

(2) 自衛消防組織の設置を要する事業所

消防法第8条の2の5等により、一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置、自衛消防訓練の実施などが義務づけられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生

時に効果的な対応ができるように、組織行動力の育成を推進する。

(3) 防火防災管理者の選任を要する事業所

消防法第8条、第8条の2、36条等により、防火防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。これらの規定に基づき設置された自衛消防の組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

(4) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時等においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。

このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

(5) 予防規程の作成指導

一定の規模以上の危険物施設において定めることが義務付けられている予防規程の作成に際しては、危険物施設の実態に即した保安体制の確立を図るよう危険物保安監督者等に対し指導する。

(6) 大規模危険物施設事業所の自主保安体制の充実等

大規模危険物施設は事故等が発生した場合、一つの事業所に止まらず、大規模な事故等に拡大する危険性があることから事業所の自主保安体制の充実及び事業所相互間の応援体制の強化を促進するよう指導する。

さらに、この相互応援体制を円滑に行うため、防災資器材の整備にかかわる情報交換、合同消防訓練、研究会等の実施について指導する。

2 消防署による社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、次の項目を推進する。

- (1) 施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定の締結の促進
- (2) 各施設の自衛消防訓練等の機会をとらえた、施設の使用実態に沿った適切な行動を習得するための訓練内容の充実

第2編 大規模事故等保安対策

第1章 計画方針

東京は、その地域特性から、自然現象である風水害、地震等とは異なる各種の大規模な事故の発生も予想され、相当程度の被害も考えられる。

なかでも、船舶、航空機、鉄道等の大量輸送機関、並びに石油類、高圧ガス等の危険物施設などで事故が発生した場合は、当該者はもちろん、付近の人々を巻き添えにし、多数の人命にかかわる被害が発生する恐れがある。

これらの安全対策については、関係法令により規制、取締り、指導が進められているが、より万全な安全対策が必要である。

このため、本編では、大量輸送機関、危険物施設等の安全化対策（保安対策）について定める。

第2章 船舶・航空機関係

第1節 船舶

【東京海上保安部】

- (1) 東京港においては、東京（東・西）航路及びその付近の水域における航行船舶の安全確保と円滑な航行を図るため、東京湾海上交通センターは、出入港船舶の航行管制並びに無線放送（H3E 1665 kHz 一般 AM ラジオにより可）による海上交通情報の提供を行う。
- (2) 船舶への立入検査や関係者に対する海難防止講習会等を通じて海難防止の指導を行う。
- (3) 気象・津波状況、被災状況及び港内外船舶等の状況を把握し、管区本部及び隣接保安部署その他関係機関に伝達する。
- (4) 被災者の人命救助救出及び避難輸送並びに海難救助を行う。
- (5) 船舶交通の安全指導及び港内の整とん、航路障害物等の除去、危険物積載船の指示等を行う。
- (6) 治安情報等の収集につとめるとともに、警戒を実施する海域における挙動不審船に対して立入検査を実施する。
- (7) 重要施設等の周辺海域の警戒を行う。
- (8) 船舶火災又は海上火災の消火活動等その他海上災害の防除措置を行う。

2 船艇勢力

| 配備海上保安部 | 船種 | 数量 | 船名 |
|---|---------|----|--|
| 東京海上保安部 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 電話 5564-2021 | 巡視艇 | 6 | まつなみ いそぎく やまぶき ゆりかぜ ゆめかぜ はやかぜ |
| | 特殊警備救難艇 | 1 | かぺら |

第2節 航空機

【東京空港事務所】

航空機事故を防止するため、東京空港事務所は、次の保安対策を講ずる。

- 1 空港における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設（滑走路、エプロン及び保安施設等）維持管理を行う。
- 2 空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため必要な措置を行う。
- 3 航空会社等の関係機関に対し機会あるごとに、保安対策（ハイジャック等防止対策を含む）について、指導、啓もうする。
- 4 航空機事故に迅速かつ適切に対処するため、関係機関の協力を得て、空港内において消火救難の図上訓練、部分訓練及び総合訓練（空港外を含む）を実施する。

第3章 鉄道等交通関係

| 機関名 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| 都 交 通 局 | <p>鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的及び取扱面について、多角的な保安対策を講じ、列車衝突・列車火災等の重大事故の発生を未然に防止する。</p> <p>1 保安対策 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車制御装置、自動列車停止装置、自動列車運転装置、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備、脱線防止ガード等を整備して、列車運転の安全を期する。</p> <p>2 設備及び規定等の整備 保安設備及びその他の設備に対して検査、保守等を行い機能の保持に努めるとともに、運転取扱いに関する規程等の整備を図り、安全の確保にあたる。</p> |
| J R 東 日 本 | <p>事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。</p> <p>1 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期または随時保守点検を実施する。</p> <p>2 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると共に、耐震性の確保を図る。</p> <p>3 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。</p> |
| J R 東 海 | <p>1 列車の衝突を防ぎ安全確実に運行するため、先行列車との間隔及び進路の条件に応じて車内に列車の許容運転速度を示す信号を連続して現示し、その信号現示に従って列車の速度を自動作用により低下する機能をもった装置（ATC装置）を設けてあるほか、異常時に列車を止める装置として次のものを設備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護接地スイッチ ○ 列車防護スイッチ ○ 限界支障報知装置 ○ 地震防災システム <p>2 事故等の事前予防策として、次のものを沿線重点箇所にて設け列車の安全運行を確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防護無線 ○ 転落防止工 ○ 雨量計・風速計 |

| 機関名 | 内 容 |
|-----------|---|
| 東急電鉄(株) | <p>1 新設構造物は、土木実施基準により設計し、建造物および工作物の点検については、毎年1回各線別に線路、建造物の定期検査を検査事項に基づき各項目別に検査を行っている。</p> <p>検査結果発見された変状については、A、B、Cの順位に分けて判定し、その処理については、検討の結果、必要に応じて補修、改良等により強化をはかるとともに、長期計画のなかで橋梁、高架橋等の補修、改良をする。</p> <p>2 田園都市線、東横線、目黒線、大井町線及びこどもの国線には自動列車制御装置（ATC）を、東急多摩川線、池上線には自動列車停止装置（ATS）を装備し、列車の運転保安を図っている。列車無線の設備は、目黒線奥沢所在の運輸司令所を通信所として、世田谷線を除く全列車に連絡する同時通話式の列車無線設備である。</p> <p>3 ATSの地上装置の点検・整備は、1か月及び1年に1回、車上装置については日常点検のほか3か月に1回整備している。</p> <p>列車無線の点検整備は、毎日の運用前のテスト、6か月及び1年に1回の定期検査整備を実施して万全を期している。</p> <p>4 全車両は、停電時においても列車無線、車内放送、電灯、ドアの開閉の各装置が動作するようになっており、非常時の保安が図られている。</p> |
| 東京モノレール | <p>列車衝突、脱線等の防止を図るため、次のとおり保安対策を講じている。</p> <p>1 道路との立体交差部においては、線路に対する自動車の衝突を防止するため、防護門柱を設置している。</p> <p>2 長期計画による構造物の調査、補修を行っている。</p> <p>3 ATC装置の点検、整備を定期的に行っている。</p> <p>4 通信回線、列車無線電話装置の点検、整備を定期的に行っている。</p> <p>5 運輸省通達通達により車両は「A-4基準」の不燃化構造としている。</p> |
| 京浜急行電鉄(株) | <p>安全輸送の確保を図るため、ハード・ソフト両面から様々な対策を講じ、重大事故の発生を未然に防止するとともに、万一発生した場合に備えた対策を行う。</p> <p>1 車両、線路、構造物、信号装置、自動列車停止装置、列車無線、気象観測装置等の整備・点検等により、列車運行の安全を期する。</p> <p>2 万一の事故発生時に備えた規程類や設備を整備するとともに、教育・訓練を実施する。</p> |

第4章 地下埋設管等関係

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|---|
| 各 消 防 署 | <p>【保安対策】</p> <p>1 地下街工事、地下鉄工事及び各種管路の埋設による道路等の大規模なずい道工事並びに圧気を用いる工事を行う場合、当該工事関係者に必要な工事概要、設計図書、防火・防災管理等についての資料を提出させ、出火防止、初期消火、避難及び救助等の対策について指導する。</p> <p>2 上記資料に基づいて、特に必要があると認められたときは、現場確認を行い、火災発生危険要因の排除並びに人命危険要因の排除に努めるとともに当該工事現場の実態を把握し災害活動の障害を除去する。</p> <p>【防火管理及び防災管理の充実強化】</p> <p>1 地下街、超高層ビルの特성에応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・避難施設の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化について指導する。</p> <p>2 災害の発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の災害活動が効果的に行われるよう、自衛消防隊の活動能力の向上を図るとともに、防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による災害を防止するため、関係施設・設備の点検・整備及び初動措置について必要な指導を行う。</p> |

第1節 計画方針

危険物施設は、大規模な火災や危険物の流出の未然防止又は発災時における住民の生命身体及び財産を災害から保護する保安対策を計画するものとする。

また、警察関係の火薬類及び高圧ガスの保安計画については、関係機関の行う保安上の措置に協力して、実態を的確に把握し、避難誘導等にあつては危険箇所をう回する等適切な措置を研究する。

第2節 危険物施設保安計画

保安計画については、東京都地域防災計画大規模事故編に定める関係機関の保安計画を準用するほか次表による。

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|---|
| 各 消 防 署 | <p>1 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 また、他の地域において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど類似事故の発生防止のための措置を講じる。</p> <p>2 次の事項について積極的に指導する。 (1) 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。 (2) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保させること。</p> <p>3 規制 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等にかかわる指導を推進する。</p> <p>4 立入検査 消防法第4条、第16条の5及び石油コンビナート等災害防止法第40条の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立ち入って、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</p> |

第3節 火薬類等保安計画

保安計画については、東京都地域防災計画大規模事故編に定める関係機関の保安計画を準用するほか下表による。

| 機関名 | 内 容 |
|------|---|
| 各消防署 | 消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、消防対象物または火薬類等貯蔵所等に立ち入って、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに火薬類等の貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。 |

第4節 高圧ガス保安計画

保安計画については、東京都地域防災計画大規模事故編に定める関係機関の保安計画を準用するほか下表による。

| 機関名 | 内 容 |
|------|---|
| 各消防署 | 消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、消防対象物または高圧ガス貯蔵所等に立ち入って、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに高圧ガスの貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。 |

第5節 毒物・劇物保安計画

保安計画については、東京都地域防災計画大規模事故編に定める関係機関の保安計画を準用するほか下表による。

| 機関名 | 内 容 |
|------|---|
| 各消防署 | 消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、消防対象物または毒物・劇物貯蔵所等に立ち入って、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに毒物・劇物の貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。 |

第6節 危険物等の輸送の安全化

| 機 関 名 | 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 東 京 海 上 保 安 部 | 第2部第2編第7章応急対策 第3節「危険物等対策」による。 |
| 各 消 防 署 | <p>1 立入検査 タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</p> <p>2 指導方針 石油元売各社に対し、下記事項について指導する。</p> <p>(1) 危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守 (2) 種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守 (3) 安全度の高い輸送手段への移行</p> |
| J R 貨 物 | <p>化成品輸送の安全対策</p> <p>JRにおける化成品の輸送は、安全基準に定める化成品タンク車及びタンクコンテナによって輸送、取扱いを行って安全の確保につとめる。</p> |

第7節 CBRNE災害

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|---|
| 各 消 防 署 | 各種防護服、測定機器、大型除染設備等を整備しCBRNE災害対応の充実強化を図っている。 |

第3編 大規模事故等応急対策

第1章 計画方針

東京はその地域の特性から、自然現象である風水害、地震等とは異なる各種の大きな事故の発生も予想され、相当程度の被害も考えられる。

なかでも、船舶、航空機、鉄道等の大量輸送機関、並びに石油類、高圧ガス等の危険物施設などで事故が発生した場合は、当該者はもちろん、付近の人々を巻き添えにし、多数の人命にかかわる被害が発生する恐れがある。

このため本編では、区の計画はもとより、大量輸送機関、危険物安全施設等の事故時の応急措置について定める。

第2章 区の応急活動

火災、危険物の漏えい及び爆発等の危険性が切迫するとき及びそれらに関する事故発生時には、付近の住民の避難、医療救護活動等が必要となることが予想される。

このため、これらの住民の生命、身体の安全確保等について、迅速かつ適切な応急対策を講じるものとする。

第1節 活動態勢

火災、危険物の漏えい及び爆発等の危険性が切迫するとき及びそれらに関する事故発生時には、各関係機関から情報の第一報が通報される。通報により、情報収集活動を実施し、状況に応じて、避難の勧告・指示、各関係機関で行われる医療救護活動の支援等を行う。また、必要により責任者を定めて現地連絡所を開設し、迅速な情報収集、指揮命令システムを確立する。

なお、避難所開設の必要性等の対応は、各関係機関の活動状況を考慮に入れながら判断する。

区災害対策本部体制としての活動

情報収集活動（地域力推進部）

医療救護活動（健康政策部）

避難所運営（地域力推進部）

救助物資払出、輸送（地域力推進部、産業経済部、教育総務部）

遺体収容場所確保、収容及び搬送（福祉部）

広報情報提供活動（企画経営部）

第2節 危機管理対策本部の設置

突発的・局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間、又は、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、危機管理対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

災害対策本部が設置される以前においては、大規模事故やテロ等により、突発的かつ局地的な災害が発生した時、又は災害発生のおそれがある時で、区長が必要と認めた場合に設置する。

第3節 緊急処理事態対策本部への移行

都または区の地域において発生した事故災害が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて区緊急処理事態対策本部の設置指定があった場合、区は、直ちに危機管理対策本部又は災害対策本部を廃止し、緊急処理事態対策本部へ体制を移行する。

緊急処理事態対策本部の設置前に、災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置を講じた場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護に関する法律）に基づく措置を講ずるなど必要な調整を行う。

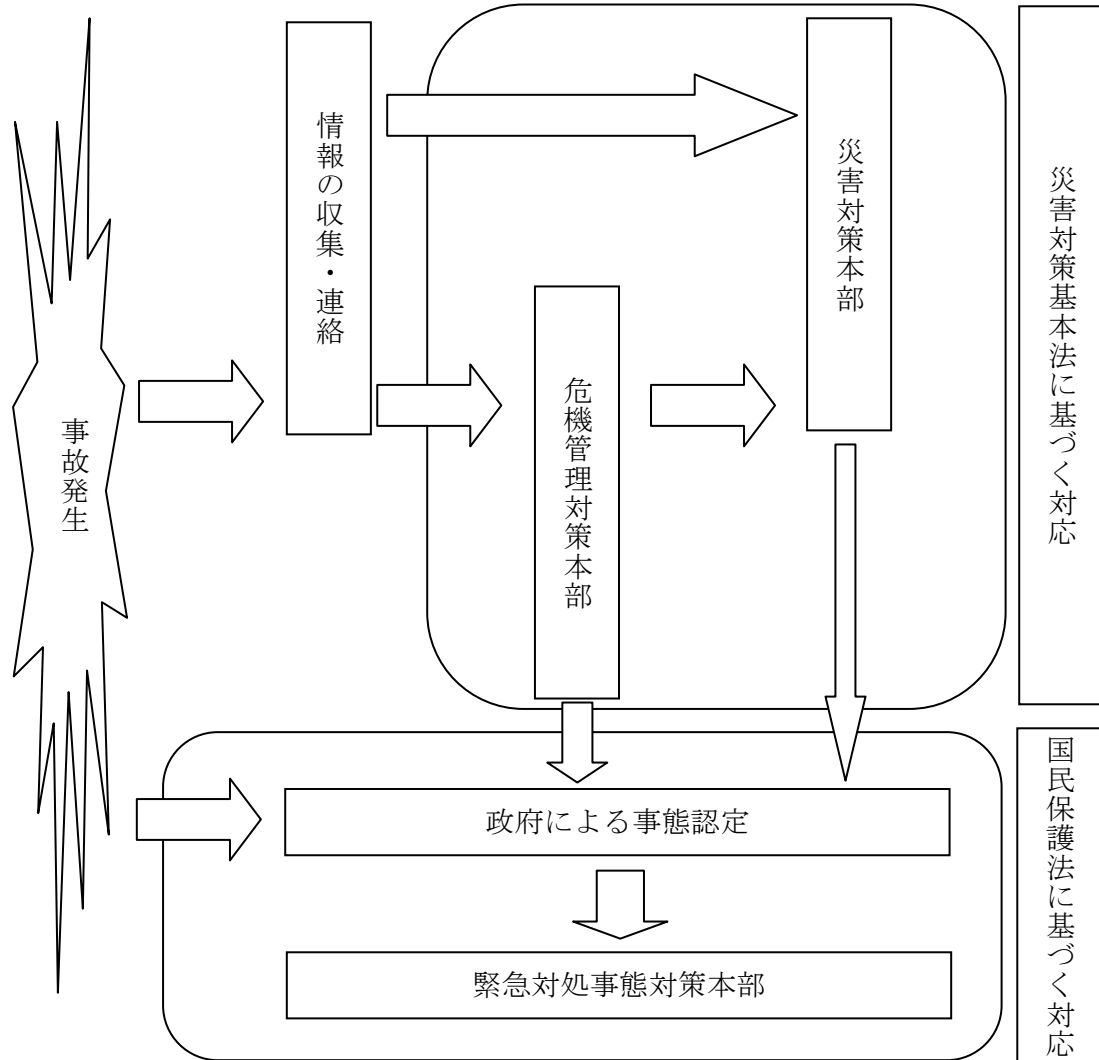
なお、体制の移行に伴い、調整を行う主な措置は次のとおり

| 措置名 (国民保護法上の措置名) | 災害対策基本法等に 基づく措置 | 国民保護法に基づく措置 |
|---------------------|--|---|
| 避難の指示 | 区長が避難を指示（区長が措置できない場合、知事が指示）（第60条） | 国の指示に基づき、知事が区長を通じて避難を指示（第54条） 緊急時には知事による避難の指示が可能（第14条） |
| 警戒区域の設定 | 区長が設定（区長が措置できない場合、知事が指示）（第63条） | 区長が設定（第16条） 緊急時には知事による設定が可能（第14条） |
| 救助（救援） | 区長が救助（災害救助法が適用された場合は、知事が救助）（第62条） | 知事が救助（第75条） |
| 自衛隊の派遣要請 | 知事その他政令で定める者が、天災地変、その他の災害から人命または財産を保護するため、自衛隊法第83条に基づき要請（第68条の2） | 知事が国民保護措置を円滑に実施するため要請（第15条） |

※ 災害対策基本法上の警報（自然災害等）と国民保護法上の警報（武力攻撃事態等）は、取り扱う内容が異なるため、事態の誤認等を除き、措置の連続性は原則としてない。

都又は区の地域において発生した事故災害がテロ等によるものであっても、政府による事態認定が行われなかった場合、区は、危機管理対策本部又は災害対策本部の設置を継続し、事案に応じて必要な措置を行う。

各対策本部移行への基本的流れ図



第4節 避難

避難、立ち退きの勧告及び指示の基準は、原則として次のとおりである。

- 1 火災が拡大する恐れがあるとき。
- 2 爆発の恐れがあるとき。
- 3 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される時。
- 4 その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。

区内において、危険が切迫した場合には、区長は、管轄警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難の指示を行う。この場合、区長は直ちに知事に報告する。

また、災害が発生し、まさに発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、区長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限をし、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、避難所の開設場所については、災害の状況等を勘案し決定する。

第5節 医療救護支援活動

大規模事故等により多数の傷病者が発生、若しくは災害発生の第一報からその発生が見込まれるときは、情報収集活動とともに、医療救護支援活動を実施する。医療救護支援活動では、被災現場周辺に医療救護所を開設し、地区医師会等と連携をとりながら、支援活動を実施する。また、状況に応じては、都に医療救護班の応援派遣を要請する。

第1節 活動方針

大規模な事故等が発生した場合において、それらの事象から生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と連携の下、機能を十分に発揮して消防部隊等を運用し、災害等による被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。

第2節 活動態勢

1 本部の構成

災害活動組織の統括として警防本部を、消防方面本部に方面隊本部を、消防署ごとに署隊本部を置く。

2 部隊の運用等

地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、計画に応じて火災等に対処する。

3 応急用資器材の準備

- (1) 危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限に止めるためには、平常時から応急用資機(器)材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。
- (2) 毒・劇物、放射線対策として、防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を準備している。

4 情報連絡体制

消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、消防方面本部、消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。

第3節 災害予警報等の伝達

1 火災警報

(1) 発令

警防部長は気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

(2) 伝達

- ア 前記警報を発令したときは、都総務局、気象庁、各消防署、消防団及び関係防災機関に通報する。
- イ 報道機関を通じて警報の発令を都民に周知するとともに、各消防署は、あらかじめ定めた場所への掲示、官公署等への通報及び巡回広報等を行う。

2 気象情報の収集及び伝達

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|--|
| 各 消 防 署 | 都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、ただちに、消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。 |

第4節 被害状況等の報告体制

1 報告体制

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|---|
| 各 消 防 署 | 事故等の発生時において、方面本部、消防署から当該事故等に関する情報を収集し、事故等の状況が著しく大規模で総合的な応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨を都に通報するとともに、区、警視庁、自衛隊及び関係機関と相互の情報交換を図る。 |

第5節 災害時の広報及び広聴活動

1 広報活動

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|---|
| 各 消 防 署 | <p>1 広報活動</p> <p>事故等の災害時においては、消防署等において当該災害に関する情報を収集し、現地連絡調整所等において関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 被害の状況</p> <p>(2) 災害活動の状況</p> <p>(3) 住民の安否情報</p> <p>(4) 避難指示等の伝達</p> <p>2 広報手段</p> <p>テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNSにより、時宜を得た広報活動を行う。</p> |

2 広聴活動

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|--|
| 各 消 防 署 | 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。都民からの電子メールによる問い合わせに対応する。 |

第6節 医療救護対策

1 初動医療体制

(東京DMATの活動)

東京DMATの出場にあたっては、東京消防庁との連携によることを原則とし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。

(東京DPATの活動)

東京DPATは「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。

第7節 応急生活対策

1 被災者の生活確保

(生活相談)

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|--|
| 各 消 防 署 | 災害の規模に応じて、消防署、消防出張所等に消防相談所を設置し、消防相談にあたる。 |

第8節 救急・救助

1 活動内容

| 機関名 | 内 容 |
|------|---|
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none">○ 活動方針 広域災害または局地的大災害により多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢を確保し、迅速な救助・救急活動を行う。○ 活動態勢・内容<ol style="list-style-type: none">1 災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。2 建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。3 活動にあっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療機関、東京DMAT等と連携し、救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。4 救急救命士等の実施するトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。5 搬送に際しては、患者等搬送事業者等との連携を図る。 |

第4章 船舶・航空機関係

1 船舶

【東京海上保安部】

- (1) 大規模な船舶事故が発生した場合においては、応急対策を統一的かつ強力で推進するため、組織の編成及び職員、船艇、航空機の動員を行う。
- (2) 事故状況等の情報収集を行い、情報に基づき所要の活動体制を確立し、関係機関と緊密な連携を図り、人命救助、救難活動、海上交通の安全確保等を行う。

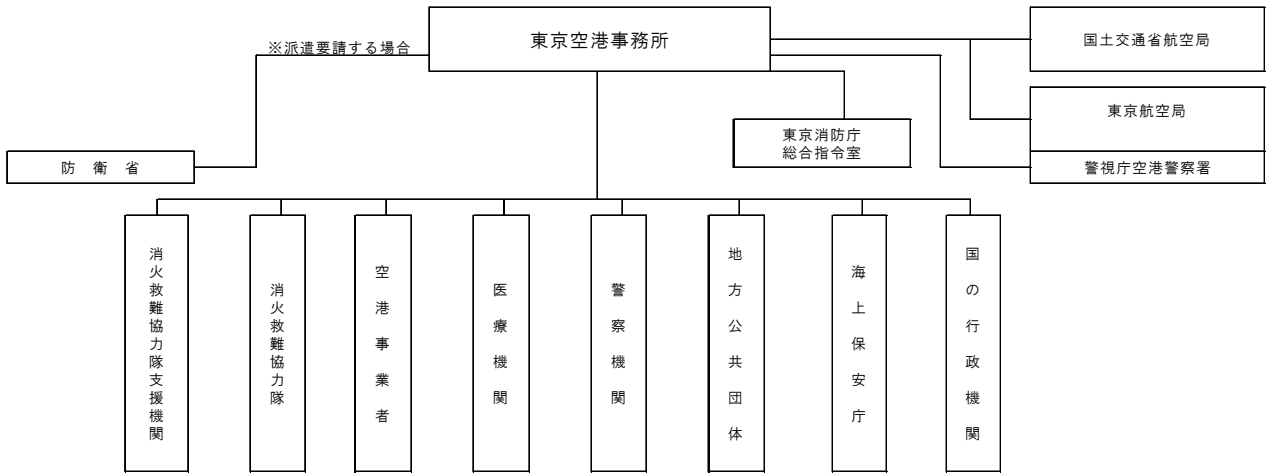
2 航空機

【東京空港事務所】

- (1) 災害発生時における連絡系統は、「緊急事態発生時における連絡系統図」（別添図1）による。
- (2) 援助及び協力の要請
東京空港事務所は、必要に応じ、連絡系統図（別添図1）により、関係機関に対し援助及び協力の要請をする。
- (3) 応急対策の内容
 - ア 重大事故又は大事故が発生した場合、迅速かつ適切な措置を講じるため、東京空港事務所内に現地対策本部を設置し対応する。
 - イ 航空事故処理は、現地対策本部が統括し、必要に応じて関係機関の援助と空港内企業等で構成する東京国際空港消防救難協力隊等の協力を得て実施する。
 - ウ 現地対策本部は、情報の収集、消防救難、事故現場管理及び空港の保安等に関する適切な措置を実施し、災害の拡大を防止すると同時に、施設の応急復旧を行うなどにより速やかな航空機の運航体制を回復するように努める。
 - エ 航空事故が発生し医療救護活動等が必要な場合は、東京空港事務所総合対策室に現地対策本部を設置し処理体制の確立を図るとともに必要に応じ関係機関で組織する現地合同対策本部を空港事務所総合対策室に設置する。
 - オ 現場における消防救難及び医療救護活動が必要な場合は、必要に応じ事故現場付近の適当な場所に現場調整所を設置し関係機関については、必要な活動を行う。

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|---|
| 各 消 防 署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動体制 1 東京国際空港内の事故の場合 東京消防庁の航空機火災出場計画等により対応する。 2 東京国際空港外（市街地等）の事故の場合 東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 |

緊急事態発生時における連絡系統図



第5章 鉄道等交通機関関係

| | 内 容 |
|-----------|---|
| 都交通局 | <p>1 地下高速電車の事故及び災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、地下高速電車運転取扱実施基準、地下高速電車事故災害取扱要綱及び関係示達等により処理する。</p> <p>2 事故対策本部の活動方針 事故等が発生した場合又は発生が予想される場合における旅客及び輸送の安全確保を図るため、情報の収集、伝達及び指揮命令を確立し、その円滑な取扱いにより輸送の早期回復及び損害の拡大防止に努める。</p> |
| JR東日本 | <p>事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、予め計画し訓練を実施するなど、常に応急体制を整備していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急措置方法 2 情報伝達方法 3 事故復旧対策本部の設置方法 4 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法 |
| JR東海 | <p>報道機関に対する発表内容としては、以下の情報を適時適切に提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運転規制や運休、遅延等の運転状況 2 影響人員及び駅等における待機状況 3 関連施設に関する被災の状況 |
| 京浜急行電鉄(株) | <p>事故等が発生した場合は、死傷者の救護を最優先とし、併発事故の拡大防止に努める。また、鉄道事故・災害対策規程に則り関係先に速報するとともに、運転取扱実施基準等に則り対応する。また、必要と認める場合には、鉄道本部長または総合司令所長を長とする事故対策本部を設置する。</p> |

| | 内 容 |
|---------|---|
| 東急電鉄(株) | <p>1 駅構内の事故</p> <p>駅長は所管従業員に対し出火防止措置の指示確認をする。なお、駅構内及び付近に火災が発生した場合は迅速に初期消火に努める。</p> <p>事故発生に際しては、人命救助を第一とし、敏速適切に旅客を安全な場所に避難誘導する。駅構内を巡視し人的、物的等の異常の有無を確認し、運輸司令所長に報告する。</p> <p>人的損傷を認めたときは速やかに最寄り警察署（110番）に通報する。（救急車の手配も依頼する。）</p> <p>構造物に支障を生じたときは、その状況を調査し必要に応じて隣接駅長及び運輸司令所長に通報する。</p> <p>線路列車に支障あると感知したときは、直ちに列車の停止手配を行い、隣接駅長及び運輸司令所長に通報する。</p> <p>2 車 掌</p> <p>車掌は、事故のため列車が停止したときは、旅客の混乱を防止するため適切な車内放送を行い状況により避難、誘導の手配をとる。なお旅客に死傷者が発生した場合は、運転士と協力して直ちに運輸司令所長に通報すると共に救急車の手配をし負傷者の救護にあたる。</p> <p>3 工務部係員</p> <p>工務部に所属する社員は、線路故障、事故ならびに異常気象、天変地変による災害、警戒等、異常時に早期復旧または予防措置のため、関係者への連絡方法、復旧および警戒要員の招集方法等を工務部異常時対策内規として定める。</p> <p>新丸子保線区長および宿泊者は線路故障、事故発生および異常気象、天変地変についての連絡を受けた場合は、工務部異常時対策内規に定めた連絡系統、警戒体制基準にもとづき緊急招集を行う。</p> <p>異常時の指揮系統と判断者は、工務部異常時対策内規に基づき指揮判断する。</p> |
| 東京モノレール | <p>大規模事故が発生した場合、直ちに事故対策本部を設置し、人命の安全と救助に努め、輸送の早期回復と事故の拡大防止を講ずる。</p> <p>なお、次の事項について関係箇所に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故の状況、復旧見込時間 2 復旧作業中は、その進捗状況 3 死傷者の救援状況及び旅客の状況 4 列車の運転状況、振替輸送及び代替輸送中はその状況 5 その他必要事項 <p>旅客に対しては各駅の放送、車内放送及び掲示板等によりおおむね次の事項を情報伝達する。また、必要に応じて報道機関等にも伝達する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故の状況、復旧対策、復旧見込時間 2 列車の運転計画 3 振替輸送、代替輸送並びにその経路 4 その他必要事項 |

第6章 地下埋設管等関係

| 機関名 | 内 容 |
|------|---|
| 下水道局 | 下水道施設のうち、地下埋設管関係の被害については、污水管きよ及び雨水管きよの疎通に支障のないよう応急的な措置を講じ、排水に万全を期する。 |
| 水道局 | 配水管等の破損による漏水事故について、速やかに断水処理を行い、大規模溢水、浸水等に対して、水防、交通の遮断をし、排水処理を行う。事故管の修理、通水を経て、道路復旧を行い、現場復旧に万全を期する。 |
| 各消防署 | 火災発生危険並びに人命の危険排除に努めるとともに、当該工事現場の実態を把握し災害活動の障害を除去する。 |

第7章 危険物等関係

第1節 石油等危険物施設応急対策

| 機関名 | 内 容 |
|------|--|
| 各消防署 | <p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。</p> <p>また、これらの施設に対する消防活動は第5部第3編第3章の活動方針により対処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の流出、爆発等のおそれがある作業及び移送等の作業を停止するとともに、施設の点検と出火等の拡大防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 3 災害発生時の自衛消防組織等と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動 |
| 各警察署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生が予想される場合は、特に危険を認められる施設に警察職員を派遣して、施設の責任者に対して防災措置の実施について指導する。 2 災害が発生した場合は、直ちに現場へ警察官を派遣して、施設の管理責任者並びに防災責任者と緊密な連絡をとり、警戒区域の設定、被災者の救出救護、付近住民の避難誘導その他必要とする防災措置を講ずる。 |

第2節 火薬類保管施設応急対策

| 機関名 | 内 容 |
|------|---|
| 各消防署 | <p>消防活動は、前第1節に準ずるとともに、火災が発生し、火薬類に引火爆発の危険の恐れがある場合は、施設責任者及び防災関係機関と連携し、状況により次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 延焼防止、火薬類の搬出及び関係者以外の者の立入禁止措置 2 前記措置の余裕がない場合は、爆発被害の及ぶと予想される範囲に火災警戒区域を設定し危険区域内の立入禁止及び区域内からの緊急避難を行う。 |
| 各警察署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れがある場合には、施設の責任者及び現場の消防責任者等と連絡を密にして、速やかに火薬を安全な場所に移し、警戒員を配置して関係者以外の者の接近及び出入りを禁止する。 2 搬出の余裕がない場合は、爆発により危害を受ける恐れのある地域に対して立入禁止の措置をとるとともに、危険区域内にいる住民等を避難させる。 |

第3節 高圧ガス保管施設応急対策

| 機関名 | 内 容 |
|------|---|
| 各消防署 | <p>消防活動は前第1節に準ずるとともに、火災及び可燃性ガスの流出に際しては、施設責任者及び防火管理者並びに防災関係機関と連携し、状況に応じ次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難指示等 2 事故等の広報活動及び警戒区域に対する規制 3 関係機関との間に必要な情報連絡 |
| 各警察署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 平素から管内の実態把握に努め、各施設の管理者対策を推進するとともに、関係機関との情報の共有化を図り、警察活動時に連携して対応できる体制の構築を図る。 2 災害発生時は、直ちにその現場に警察官を派遣して、被害状況の調査を行うとともに、被災者の救出救助、立入禁止区域の設定、避難誘導等その他必要な警察活動を実施する。 |

第4節 毒物・劇物保管施設応急対策

| 機関名 | 内 容 |
|------|---|
| 各消防署 | <p>消防活動は前第1節に準ずるとともに、施設責任者・防火管理者及び防災関係機関と連携し、状況に応じ次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有毒物質の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難指示等 2 事故等の広報活動及び警戒区域に対する規制 3 関係機関との間に必要な情報連絡 |

第5節 放射線等使用施設の応急対策

| 機関名 | 内 容 |
|------|---|
| 各消防署 | <p>消防活動は前第1節に準ずるとともに、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 |

第6節 危険物輸送車両等応急対策

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|---|
| J R 貨 物 | <p>化成品積タンク車及びタンクコンテナの事故が発生して貨物の漏えい、その他による火災、爆発、中毒、又はその恐れのあるとき、管轄現業機関の長及び支社長は次の措置をとる。</p> <p>1 通 報</p> <p>通報、連絡系統図によって関係業務機関及び協力化学企業等に通報するとともに消防、警察機関に対して速やかに次の事項を通報する。</p> <p>(1) 事故発生場所及び発生の時刻</p> <p>(2) 貨車種別及び化成品の品名、数容量</p> <p>(3) 事故車両の状況、化成品の流出、噴出、火災、爆発、中毒の発生危険の有無又は発生の状況</p> <p>(4) 事故発生場所付近の状況、延焼危険及び住民避難の必要の有無</p> <p>(5) 死傷者発生の状況</p> <p>2 救 護</p> <p>関係の駅・区長は看護師からなる救護班及び救急車の出動を要請するとともに、負傷者を安全な場所に収容して応急手当にあたる。</p> <p>3 出火防止</p> <p>引火性の液体、石油類が流出したときは、土砂等をもって下水及び低地への流入を防止し、周辺の火気使用を禁じるとともに消火設備を整えて出火に備える。</p> <p>(1) タンク車及びタンクコンテナが横転又は亀裂などが生じて化成品の流出の恐れのあるときは、直ちに連結車両を切り離して安全な箇所に移す。</p> <p>(2) 事故タンク車及びタンクコンテナに残留油のあるときは、消火対策に万全の手配をしたのち、速やかにタンクローリー車に移し替える等の措置をとる。</p> <p>4 避難誘導</p> <p>可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して、周辺及び風下等に危険発生の恐れがあるときは直ちに危険範囲にあたる関係者及び住民の危険手配をとる。</p> <p>5 化成品の収容措置</p> <p>化成品積タンク車及びタンクコンテナに事故が発生したときは、出荷企業又は関係者に通報して速やかに応急の措置をとるよう要請する。</p> <p>6 初期消火</p> <p>駅・区長は化成品積タンク車及びタンクコンテナ、その他の事故によって火災が発生したときは、自衛消防隊を指揮して流出防止の措置と併せ、公設消防隊の到着するまで消火器、乾燥砂等によって初期消火作業を行うものとする。</p> <p>7 隔 離</p> <p>災害を発生した化成品積タンク車及びタンクコンテナ等が運行可能の場合は、切り離して他の安全な場所に隔離する等の措置をとる。</p> |

| 機関名 | 内 容 |
|---------|--|
| JR貨物 | <p>8 立入の禁止</p> <p>緊急措置要員のほかは、すべて立ち入りを禁止する。</p> |
| 各消防署 | <p>第2部第2編第7章応急対策 第3節「危険物等対策」に基づき、関係機関と密接な情報連絡を行うとともに、災害応急対策は第5部第3編第3章に定める活動方針に基づき対処する。</p> |
| 東京海上保安部 | <p>関係事業者の管理者及び船舶所有者、代理店等に対して災害の実態に応じて、次の措置を講ずるよう指導する。</p> <p>(1) 危険物専用岸壁における荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>(2) 危険物の海上への流出防止措置と応急対策</p> <p>(3) 港内の危険物積載船舶に対して、必要に応じ移動命令、又は航行の制限若しくは禁止</p> <p>(4) 港長公示第3-1号（令和3年4月1日）に基づく、次の事項に関する規制の徹底</p> <p>ア 京浜港内に停泊（びょう泊及びけい留している状態）中のタンク船を含む引火性危険物積載タンカーより30m以内の一般船舶の航行・停泊の禁止</p> <p>イ 火の粉止め装置のない船舶、裸火を使用している船舶は、石油製品取扱所及び危険物専用棧橋に接岸荷役中の船舶より30m以内の航行・停泊、作業の禁止</p> |

第7節 流出油等応急対策

| 機 関 名 | 内 容 |
|-------------|--|
| 東京海上保安部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の作業態勢 <ul style="list-style-type: none"> 1 船艇・航空機による状況確認 2 関係各機関との情報連絡 3 救助・防除体制を確立 4 人命救助 5 流出箇所閉鎖の指導 6 原因者が手配した資器材による防除活動の指導 7 積荷油の抜き取り又は移送の指導 8 オイルフェンスの展張 9 油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油処理作業の指導 10 消火及び延焼防止措置 11 警戒及び立入制限 12 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送 13 遭難船曳航の指導、助言 14 タンカー、バージによる残油瀬取りの指導、助言 15 関係機関に対する船艇、航空機の動員要請 16 消火資器材の確保 17 その他の応急措置 ○ 船舶の交通の制限 <ul style="list-style-type: none"> 1 航行の制限又は禁止 2 港内在泊船舶に対する避難勧告及び移動命令 3 その他必要な交通整理 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 1 港内及び付近海域における火気の禁止又は制限 2 関係機関等に対する防災措置の指導、協力要請 |
| 各消防署 | <p>危険物の漏えい、又は流出事故が発生した場合は、その状況に応じ関係機関とも連携を図り、流出油等の拡大防止及び火災・爆発等の二次災害防止を活動の基本とし、次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助 2 火災警戒区域の設定 3 ガス濃度の測定 4 オイルフェンスの展張等流出油等の拡大防止 5 避難誘導・救出救護等 6 火災が発生した場合の初期消火及び延焼防止措置 7 付近住民への火気管理の指導その他必要な広報 |

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|--|
| 各 警 察 署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 沿岸等地域の住民等に対する避難誘導 2 交通規制及び立入禁止区域の設定 3 被災者の救出救助 4 沿岸等地域への立入制限及び警戒 5 消火資器材の輸送に対する協力 6 関係防災機関に対する船舶、航空機等の動員要請 7 警備艇による船舶等に対する海上又は河川の航行の禁止又は制限に関する広報及び避難措置 8 火気使用禁止に関する広報 |
| 港 湾 局 | <p>災害発生時における港湾局のとるべき措置は、「東京都地域防災計画（大規模事故編）」に基づき、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生した場合は直ちに関係機関との通報連絡態勢を確立し、救助活動・油拡散防止体制を確立する。 2 オイルフェンスの展張 関係機関と協力し流出油の拡散を防止するため、遭難船等の付近へ展張する。 3 流出油の処理等 流出油の処理、火災発生の防止のため関係機関と協力し、油吸着材、油処理剤等を散布する。 4 警戒及び立入制限等 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 関係機関と協力し、現場の立入制限、禁止区域及び付近の警戒にあたる。 5 応急資器材の調達・輸送 関係機関と協力して必要な応急資器材の緊急輸送に協力する。 6 資材の確保 油処理剤等資材を確保する。 7 その他関係機関に対する協力要請を行う。 8 その他必要な措置を行う。 |

第8節 流木応急対策

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|--|
| 各 消 防 署 | <p>関係機関からの通報により必要と認められる場合は、状況に応じて消防車両等を出場させ監視警戒にあたる。</p> |

第9節 道路・橋梁・トンネル事故

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|---|
| 各 消 防 署 | 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出活動及び救急活動を行う。 |

第10節 CBRNE災害

| 機 関 名 | 内 容 |
|------------------|---|
| 各 消 防 署 | 各種防護服、測定機器、大型除染設備等を整備しCBRNE災害対応の充実強化を図っている。 |

第4編 小規模災害対応計画

第1章 小規模災害被災者に対する援助

【地域力推進部】

第1節 分掌事務

1 特別出張所

- (1) 被害状況を調査、確認し、直ちに地域力推進課に通報する。
- (2) 被災者からの救援等の要請があった場合又は必要のある場合、関係部局及び機関等に連絡、通報する。
- (3) 「小規模災害に対する援助措置要綱」等により、被災者に見舞金品を支給する。
- (4) 近隣、親類等の援助によっても寝具の確保が困難な場合、布団を貸し出す。
- (5) 被災者から要請があれば宿泊場所をあっせんする。
- (6) 被災者から申請があれば、「り災証明書発行要領」により、り災証明書を発行する。
- (7) 被災状況報告書を作成し、地域力推進課に報告する。
- (8) 見舞金品が不足しないよう、地域力推進課と調整し、補充及び保管する。

2 地域力推進課

- (1) 特別出張所からの調査報告を取りまとめ、被害情報の整理を行う。
- (2) 防災危機管理課に対し、被害情報を連絡する。
- (3) 特別出張所からの申請に基づき、見舞金の予算令達を行う。
- (4) 見舞品を補充及び保管し、特別出張所に交付する。
- (5) その他、特別出張所及び関係機関に対する指示・連絡を行う。

第2節 見舞金品

大田区から「小規模災害に対する援助措置要綱」に基づく見舞金を支給するほか、日本赤十字社、共同募金会からの見舞品を支給する。

1 大田区からの見舞金支給基準

| 被害の種類 | 被災程度 | 見舞金 | |
|-----------|--|----------------|----------------------------------|
| 住家の焼失、損壊等 | 住屋が全焼、半焼、全壊、半壊又は流出したもの | 1人 | 10,000円 |
| 床上浸水 | 住屋の居住部分の床上以上に浸水したもの | 1世帯 | 20,000円 |
| 事業所浸水 | 店舗、事務所及び工場等に浸水したもの | 1事業所 | 10,000円 |
| 住家の屋根の損壊 | 住家の屋根の20%以上の損壊又はこれに準ずるもの | 1世帯 | 10,000円 |
| 死亡者 | | 弔慰金1人 | 50,000円 |
| 被災児童・生徒 | 全壊、半壊、全焼、半焼又は流失した住家の被災世帯構成員である小・中学校の児童又は生徒 | 小学校児童 中学校生徒 | 5,000円 10,000円を学用品購入費として支給する。 |

2 日本赤十字社からの災害救援物資（見舞品）支給基準

火災、風水害等の被災者（全半焼、全半壊、床上浸水、流失）1人あたり

毛布 1枚
 バスタオル 1枚
 安眠セット 1組
 安眠マット 1枚

上記と同様に被災家族1世帯（4人）あたり

緊急セット 1組

（※5～8人は2組、9～12人は3組）

第3節 宿泊あっせん等

親類等からの宿泊提供があった場合、被災者の二親等までの親族を除く宿泊場所の提供者に対し、被災者一世帯につき5,000円を支給する。

親類、近隣、自治会・町会会館等からの宿泊提供がない場合、利用可能な区の施設を提供するほか、「旅館宿泊の提供に関する協定」に基づき旅館をあっせんする。

なお、特別区人事・厚生事務組合宿泊所及び都営住宅も利用が可能であり、問合せ先は下記のとおりである。

| 施設名 | 受付窓口 | 電話番号 |
|----------------------------|--|-----------|
| 特別区人事・厚生事務組合宿泊所等 (14施設) | 社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合 厚生部自立支援課バックアップセンター | 5210-9037 |
| 都営住宅 | 東京都住宅供給公社 募集センター 都営募集課 | 3498-8894 |

第5編 放射能災害対応計画

第1章 計画方針

放射性物質の取扱いに関する指導・監督は、防災対策を含めて内閣府、原子力規制委員会、文部科学省等国の機関が中心となって対策をすることになっている。

この計画では、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、①放射性物質の運搬中の事故による災害②広域的放射能汚染による災害等から区民の生命・身体及び財産を保護するため、区の役割を明確にするとともに、放射能災害対策全般に万全を期するために必要な事項について定める。

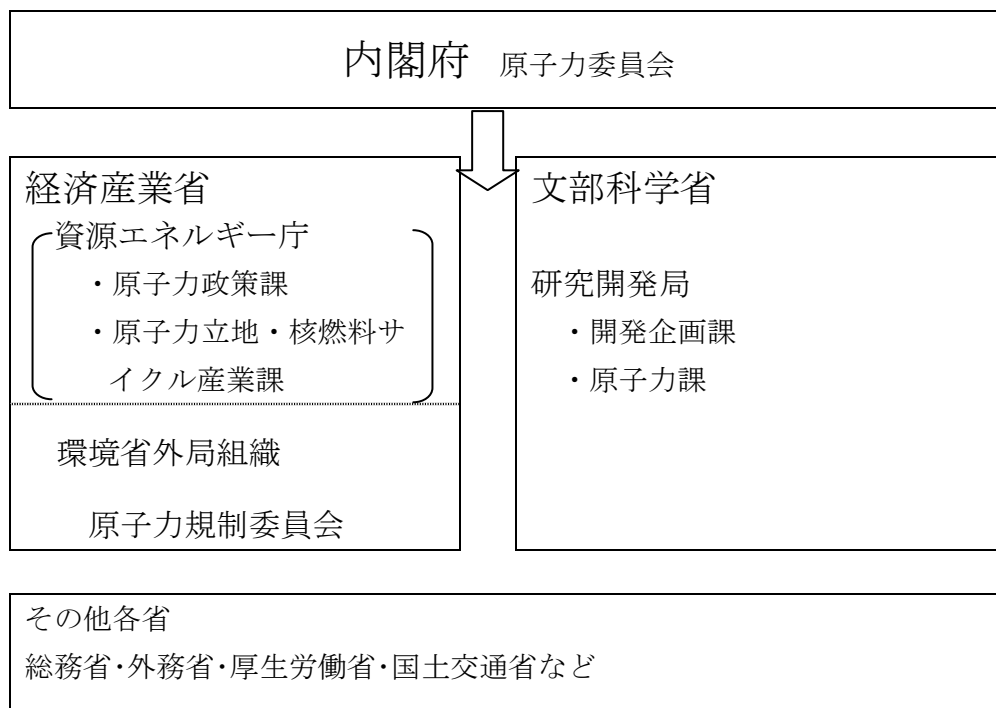
第2章 災害対応計画

第1節 災害予防対策

放射性物質による災害は万が一発生すると、五感に感じることなく被害を受ける可能性があり、区民への影響は極めて大きいので、災害防止に万全を期すものとする。

区の区域内に原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者あるいは、内閣府原子力安全委員会が示す「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ:Emergency Planning Zone)」は存在しないが、区民の安全及び災害時に備えて、国、都及び関係各機関、周辺自治体等との連携体制を確立するものとする。

※ 国の原子力行政体制



※ 国の体制のうち、経済産業省は原発の増設等主に商用エネルギーに関して所管し、文部科学省は発電しない研究用原子炉等を所管する。

災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法の主な相違点

| | 災害対策基本法 | 原子力災害対策特別措置法 |
|-----------|--|--|
| 事故災害の原因者 | 特段の規定なし | 原子力事業者の責務及び具体的義務を規定 |
| 防災訓練 | それぞれ共同して行う防災訓練を義務付け | 共同して行う防災訓練を、主務大臣が作成する計画に基づき実施する旨を規定 |
| 政府の対策本部 | 非常対策本部の任意的設置 (国務大臣が本部長) | 原子力災害対策本部の必要的設置 (内閣総理大臣が本部長) |
| | 緊急災害対策本部の任意的措置 (内閣総理大臣が本部長) | |
| 本部長の権限 | (非常対策本部) 地方公共団体の長、指定公共機関等への指示等 | 関係行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関等、原子力事業者への指示 自衛隊の部隊等の派遣要請 原子力安全委員会に対する技術的事項についての助言の要求等 |
| | (緊急災害対策本部) 関係指定行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関等への指示等 | |
| 政府の現地対策本部 | 任意的設置 | 必要的設置 |
| 地方公共団体の本部 | 任意的設置 | 原子力緊急事態宣言があったときは、必要的設置 |
| その他 | | 主務大臣が緊急事態応急対策拠点施設をあらかじめ指定 現地に原子力災害合同対策協議会を組織 原子力防災専門官を派遣 |

第2節 放射性物質保安計画

| 機関名 | 内 容 |
|------|---|
| 各消防署 | 立入検査 消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立ち入って、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに放射性物質の貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。 |

第3節 放射能災害応急対策

放射性物質の運搬中の事故及び、広域的な放射能汚染が発生し、又は発生するおそれのある場合における応急対策について必要な事項を定める。

1 災害情報の収集

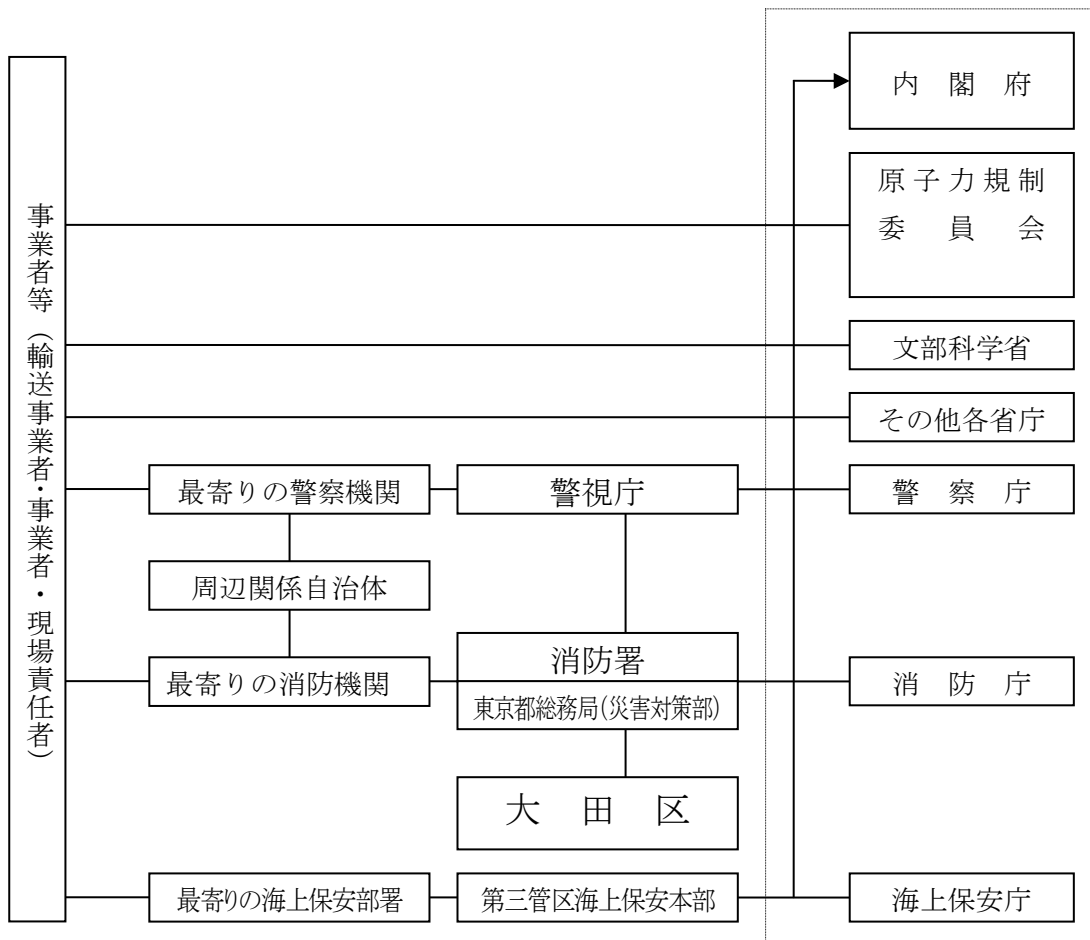
区は、警察・消防等防災関係機関と連携し、放射性物質にかかる事故・災害等に関し積極的に情報を収集する。収集する内容は以下のとおり。

- (1) 事故又は災害発生の時刻、場所
- (2) 事故又は災害の原因
- (3) 放射性物質の種類及び量
- (4) 事故又は災害の範囲及び程度
- (5) 汚染状況の調査
- (6) 気象情報（風向き、風速）
- (7) その他必要と認める事項

2 災害対策本部の設置

区は、広域的な放射能汚染が発生し、または発生するおそれのある場合は「大田区災害対策本部」を設置するものとする。

3 災害時の連絡体制



4 区民への情報連絡体制

区は放射性物質の運搬中の事故及び、広域的な放射能汚染が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、直ちに防災行政無線、広報車等を活用し、周辺住民に情報の提供を実施する。

5 避難

第2部第5編避難対策を準用するが、その際、国等の専門家等からの助言を得て状況に応じ、風向き、風速、天候等に十分留意し、区民の安全確保に万全を期するものとする。

6 各機関の活動体制

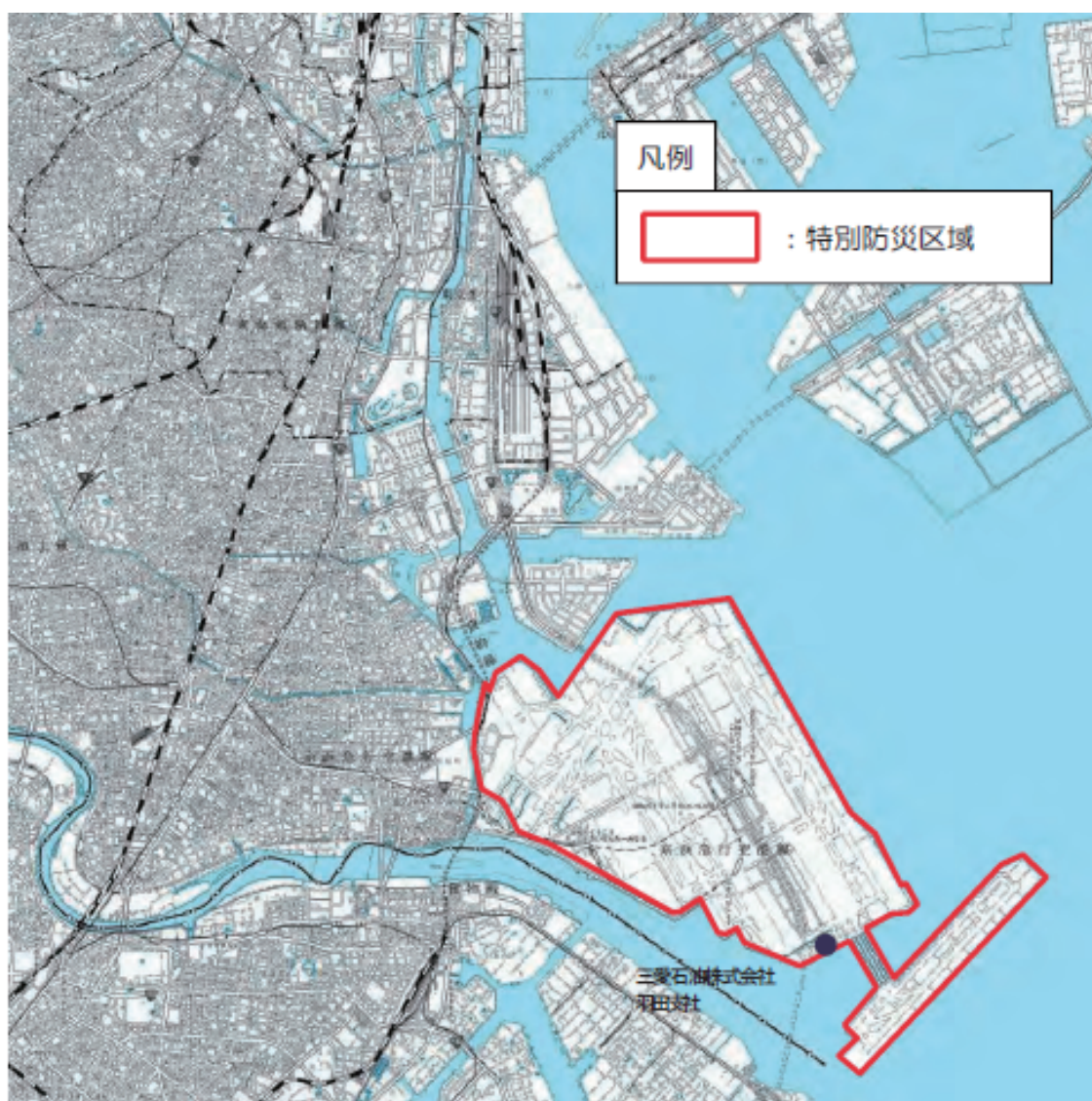
| 機関名 | 内 容 |
|---|---|
| 国の省庁の対応 (文部科学省) (国土交通省) (警察庁) (総務省消防庁) (海上保安庁) | <ol style="list-style-type: none"> 1 内閣府の対応 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子力緊急非常事態宣言の発出 (2) 原子力災害対策本部の設置 2 各省庁の対応 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事故情報の収集、整理及び分析 (2) 関係省庁の講ずべき措置 (事業者からの通報) (3) 係官及び専門家の現地派遣 (4) 対外発表 (5) その他必要な事項 3 派遣係官及び専門家の対応 <p>関係省庁は、事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係各省との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。</p> |
| 警視庁 | <p>事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて被災者の救出救助、交通規制等必要な措置を実施する。</p> |
| 各消防署 | <p>○ 事故の通報を受けた消防署は、直ちにその旨を都総務局災害対策本部に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の破壊による放射線源の露出・流出の防止を図るための緊急措置を行う。 2 放射線源の露出・流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置を行う。 <p>○ 関係機関と連携して当庁管内における被災状況等の調査を実施し、都災害対策本部に情報提供する。</p> |

| 機関名 | 内 容 |
|---------|---|
| 都総務局 | 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国との連絡を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。 |
| 東京海上保安部 | 事故の通報を受けた東京海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。 |
| その他 | 事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。 |

第6編 石油コンビナート等災害対応計画

第1章 計画方針

平成30年8月に、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）（以下「石災法」という。）に基づき、東京国際空港地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定された。これに伴い、東京国際空港地区における防災対策等は、一義的には石災法に基づき令和元年12月に策定された、東京都石油コンビナート等防災計画に基づき対応することとなるが、同計画に記載のない事項については、大田区地域防災計画の各編の関連事項を準用し、各防災関係機関と連携して必要な対策を実施するものとする。



特別防災区域の位置図

第2章 区の役割

石油コンビナート等災害における区の役割は、区の住民等生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき、防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

| 大田区が処理すべき事務・業務（東京都石油コンビナート等災害防止計画参照） |
|--------------------------------------|
| 1 災害情報の収集・伝達に関すること |
| 2 災害広報に関すること |
| 3 住民等の避難に関すること |
| 4 警戒区域の設定に関すること |
| 5 医療救護に関すること |
| 6 化学物資及び毒物・劇物取扱施設に対する指導および助言に関すること |

第3章 災害予防対策

東京都石油コンビナート等防災計画において、〈石油コンビナート等特別防災区域〉（以下、特別防災区域）の指定されているのは、東京国際空港が所在する一帯であり、区民の居住区域は指定されていないが、区民の安全及び災害時に備えて、都及び他の防災関係機関と連携し、災害防止万全を期するものとする。

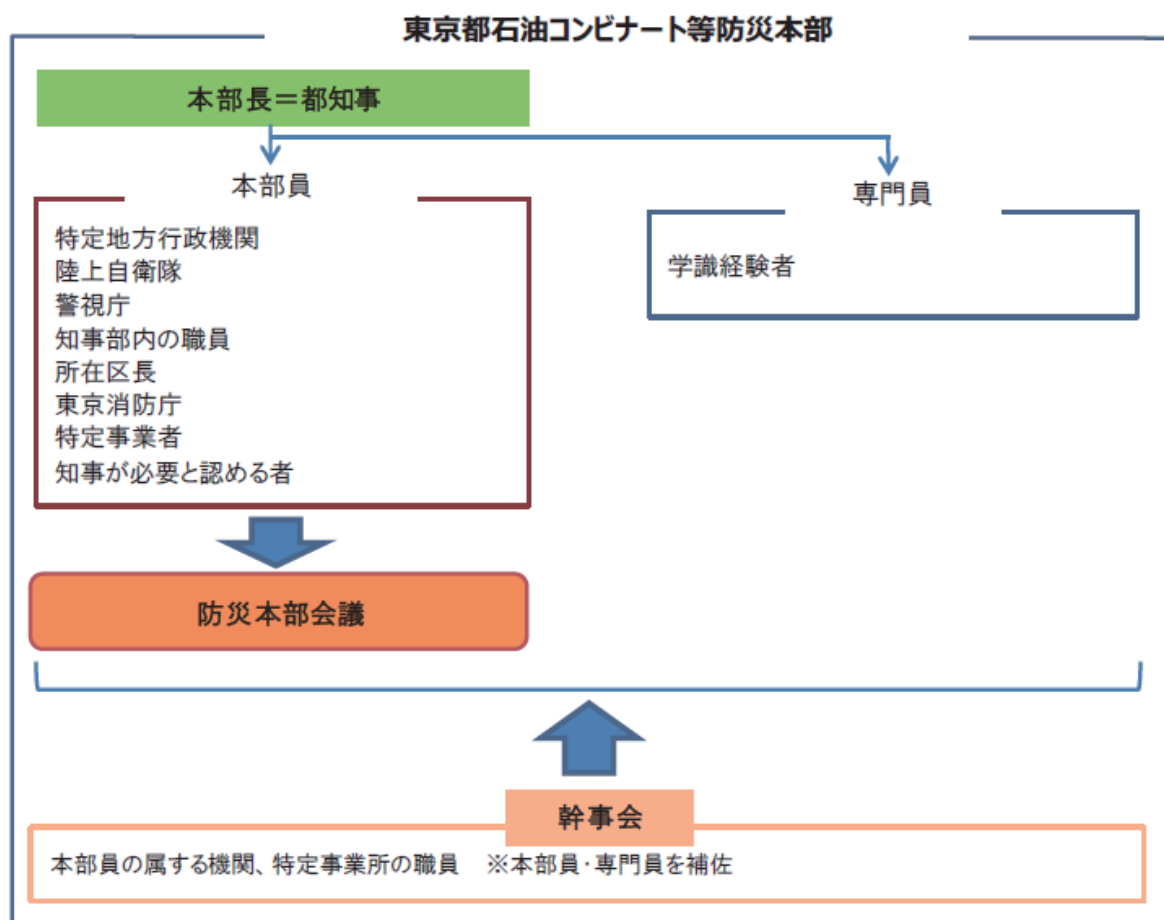
第1節 東京都石油コンビナート等防災本部

東京都に常設機関として、防災本部を設置し、本部長、本部員、専門員及び幹事をもって組織する。

防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成、災害時等における情報の収集、伝達及び応急活動等を積極的に推進する。

また、東京都総務局総合防災部が防災本部の事務処理を行う。

（本部体系図）



第2節 事故の想定

東京都石油コンビナート等防災計画では、平常時及び地震時等において特別防災区域内で発生する可能性のある漏えい、火災などの災害を対象として計画の作成にあたり、防災アセスメント調査

を実施し、特別防災区域において起こりうる災害の危険性の検討を行っている。

第3節 特定事業所による主な予防対策

1 平常時の事故に対する予防対策

(1) 自主保安体制の確立

過去の事件事例等を参考に危険物施設等の潜在的危険性を把握するとともに、それらを基に施設の保全を行う。

(2) 施設等の適正配置

施設等については、安全確保、延焼防止等を考慮して、保安上適正に配置する。

(3) 危険物施設の新設等における安全性の確認

危険物施設の新設、変更に際しては、法令基準を遵守し、安全性の向上に努める。

(4) 特定事業所とその他事業所間の協力

特定事業者は自主的な予防沿いを講じるとともに、その他事業所と共同して災害に対処するため、相互協力関係の確立を図る。

(5) 安全思想の普及啓発

常に、事業所内で作業に従事する者に対し安全思想の普及啓発を図る。

(6) 事故原因の調査研究

災害が発生した場合、速やかに原因等を調査研究し、再発防止等に努める。

2 海上災害に対する予防対策

タンカーからの燃料受入れ及び停泊については、港長の許可又は指定をうけるとともに、危険物専用岸壁を初めて使用する場合又はその承認事項に変更がある場合は、あらかじめ港長の承認を得る。燃料受入作業に当たっては、陸側と船側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。

3 地震災害に対する予防対策

危険物施設等については、法令に定められた技術基準に基づき地震対策を実施するとともに、災害予防対策について調査、検討を行い、事業所の特性にあった対策を実施する。

4 津波・高潮災害に対する予防対策

浸水が予測される場所においては、津波・高潮によって生じる災害の未然防止を図るため、災害予防対策について調査、検討を行い、事業所の特性に合った対策を実施する。

5 特定防災施設等・防災資機材等の整備

(1) 法令に定める基準により次の特定防災施設等を整備する。

ア 消火用屋外給水施設

イ 非常通報設備(無線設備又は有線電気通信設備)

(2) 次の防災資機材等を整備する。

ア 甲種普通化学消防車、普通高所放水車、泡原液搬送車、放水銃等及び泡消火薬剤

イ オイルフェンス、オイルフェンス展張船等海上漏えい対策用資機材

(3) 法定資機材以外に、災害の規模及び態様に応じた各種救出・救護資機材、漏えい対策用資機材、連絡通信用資機材、照明用資機材、工具器具類及び機械類等を整備する。

(4) 東京都防災行政無線等の通信設備を整備する。

(5) 通報に使用する電話回線は、災害時優先通信の指定を受ける。

6 防災教育・訓練

特定事業者は、単独又はその他事業所と協力して、防災意識の高揚及び実践的な技能の向上を図るため、先進事例の共有により、従業員の意識や技能をレベルアップするなど、効果的な防災教育、防災訓練を実施する。

第4節 防災関係機関による主な予防対策

1 特定事業者等に対する指導監督

防災関係機関は、相互に連携を密にし、特定事業者等に対して、関係法令に基づき指導・監督を行うとともに、応急対策上必要な事業所情報(可燃性物質・毒劇物等の所在や性状、主な貯蔵取扱施設や防災施設の概要等)を共有する。

また、防災関係機関は、他の特別防災区域で発生した異常現象及び事故、特に特定事業所の類似施設等の事故について、その所管に応じて特定事業者に対し積極的に情報提供を行うよう努める。

2 防災資機材等の整備

| 機関名 | 内容 |
|---------|--|
| 警視庁 | 毒劇物対策として、除染用資機材、ガス検知器、防護服、防毒マスク、空気呼吸器等を整備している。 |
| 東京消防庁 | 石油コンビナート災害対策として大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送者等消防車両、消防艇及び消火薬剤並びにその他消防用資機材を整備している。 毒・劇物対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。 |
| 東京海上保安部 | 消防用資機材(ガソリンポンプ等)排出油等防除資機材(オイルフェンス、油回収資材等)等を配備している。 |

3 防災教育・訓練

防災関係機関は、単独又はその他事業所と協力して、防災意識の高揚及び実践的な技能の向上を図るため、先進事例の共有により、従業員の意識や技能をレベルアップするなど、効果的な防災教育、防災訓練を実施する。

第4章 災害応急対策

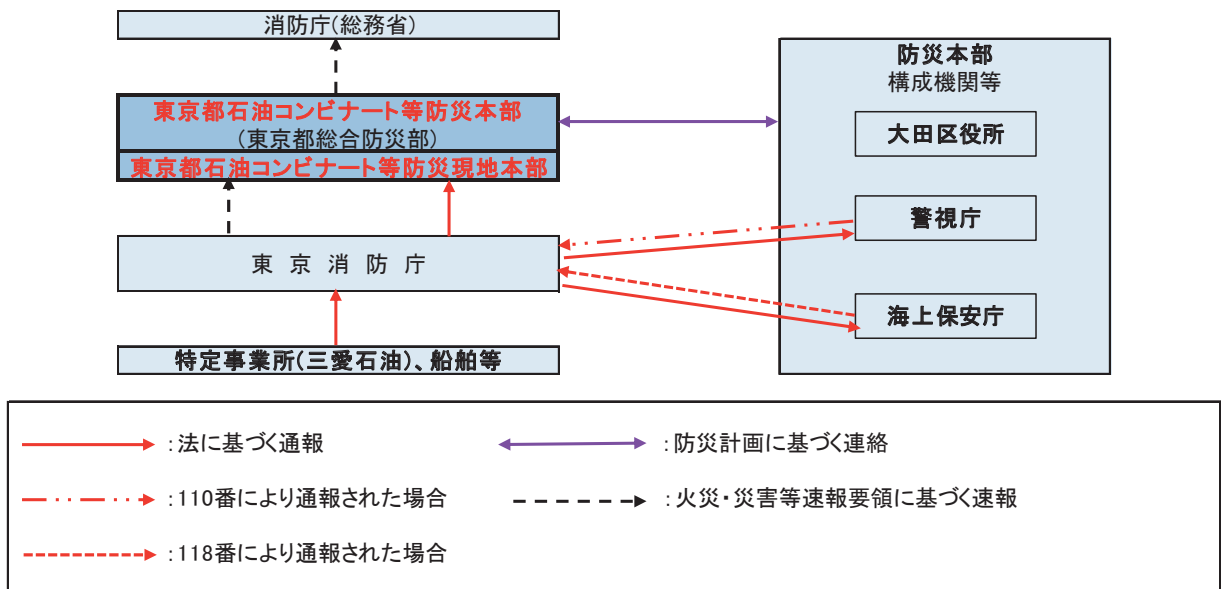
特別警戒区域に係る平常時の火災、爆発等の事故災害、地震、高潮等の自然災害、流出油等の海上災害、航空機事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生及び拡大を防止するための応急対策について必要な事項を定める。

第1節 異常現象等の情報収集

区は異常現象等の通報を防災本部（都総務局）から受報した後、各機関と連携し、石油コンビナート等災害にかかる異常現象等に関し積極的に情報を収集する。（収集する内容は以下のとおり）

- (1) 異常現象の種別
- (2) 異常現象の時刻・場所
- (3) 異常現象等の態様
- (4) 傷者等の有無
- (5) 各関係機関の初動措置の対応および現在の対応状況
- (6) 火災の延焼方向、流出油の範囲、ガス等の拡散状況等の事故または災害の範囲及び程度
- (7) 気象状況（風向き・風速）
- (8) その他必要と認める事項

第2節 情報連絡系統



第3節 活動態勢

第5部第3編「大規模事故等応急対策」第2章第1節「活動態勢」を準用し、災害の状況に応じて、必要な措置を行う。

第4節 区民への情報伝達

区は石油コンビナート等災害に関する重要な情報又は災害が発生する恐れのある異常な現象について、状況に応じて周辺住民へ周知する。また、特別防災区域で大規模な事故が発生し、広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警察署、消防署、その他現地関係機関と密接な連絡のもと、防災行政無線や広報車等を活用し、周辺住民へ周知する。

第5節 避難

第5部第3編「大規模事故等応急対策」第2章第4節「避難」を準用するが、災害の状況に応じて、避難、立ち退きすることがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

第6節 救助・救急、医療救護、緊急輸送対策

1 救助・救急対策

都、他の防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

2 医療救護対策

第2部第6編「医療救護・保健衛生等対策」を準用し、災害時における医療救護を一次的に実施する。また、区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整する。

3 緊急輸送対策

負傷者・救出者を早期搬送することを主眼とし、輸送車両等の確保を図る。なお、災害時において、区の所要車両が調達不能となった場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。

第7節 主な防災関係機関の処理すべき事務又は業務概要

| 機関名 | 内容（東京都石油コンビナート等災害防止計画参照） |
|----------|--|
| 東京都（総務局） | 1 防災本部の運営事務に関すること 2 本部室の庶務に関すること 3 自衛隊及び防災関係機関との連絡に関すること 4 区市町村の指導連絡に関すること 5 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること 6 災害時における都の他局の応援に関すること 7 調査研究の推進に関すること 8 円各号に掲げるもののほか災害対策の総合調整に関すること |

| 機関名 | 内容（東京都石油コンビナート等災害防止計画参照） |
|---------|---|
| 警視庁 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事 2 被災者の救出救助及び避難の誘導に関する事 3 行方不明者等の捜索及び調査に関する事 4 遺体の調査等及び検視に関する事 5 交通の規制に関する事 6 緊急通行車両確認標章の交付に関する事 7 公共の安全と秩序の維持に関する事 |
| 東京消防庁 | <ol style="list-style-type: none"> 1 火災及びその他の災害の予防・警戒及び防御に関する事 2 人命の救出及び救急に関する事 3 災害及び救助・救急情報の収集及び他機関に対する通報に関する事 4 特定事業所に係る災害予防に関する事 5 自衛防災組織の育成指導に関する事 6 特定事業所における災害原因調査等に関する事 |
| 東京海上保安部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地震、津波情報等の伝達に関する事 2 海上における大規模事故に関する情報の収集に関する事 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関する事 4 排出油等の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関する事 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関する事 6 海上における治安の維持に関する事 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事 8 その他、災害応急対策に必要な事項 |
| 東京空港事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事 |
| 陸上自衛隊 | <ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関する事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 |